



はい！こちら消費生活センターです

令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が
20歳から18歳に引下げられます(第2回)
～こんなトラブルに注意！～

「成年」(成人)になると「経験したことがない」「知らなかった」では済まされなくなりま
す。今回は特に急増している事例からどんなことに気をつけなければいけないのかを
みていきましょう。

事例①大学の先輩に「約50万円のFX自動売買システムを購入すれば、何もしなく
ても稼げる」と、儲け話の勧誘を受けた。「高額で払えない」と断ったら、学生ロ
ーンで借金する方法を事細かく指示された。

A:①安易に借金までして契約をすべきものではありません。②断る際は、「お金が
ない」ではなく、「いりません」「やめます」ときっぱり断りましょう。③使用目的や職業、
年収等についてうそをついて借金することは絶対にやめましょう。

事例②フリマサイトで購入したブランド品が偽物だった。

A:①フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ること
が求められている点を理解しましょう。②利用規約等で禁止されている行為は絶対
に行わないようにしましょう。③取引相手の評価を確認することが大事、出品物の写
真や説明はよく確認し画面は保存しておきましょう。

事例③お試しやカウンセリングでサロンに行き、高額なコースを勧められて契約させ
られ、施術中に次々に契約を勧められたり、突然閉店になり、別のサロンに移された。

A:①トラブルを避けるためには契約前に書面の内容(施術内容、単価、回数、金額、
期間など)をよく確認しましょう。②断る際は、「やめます」ときっぱり断りましょう。

トラブルで困った場合はセンター等に相談しましょう。8月に消費者庁 LINE 公式ア
カウント「消費者庁 若者ナビ！」が開設されました。

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ(電話又は来所)

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

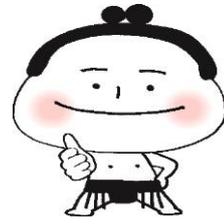
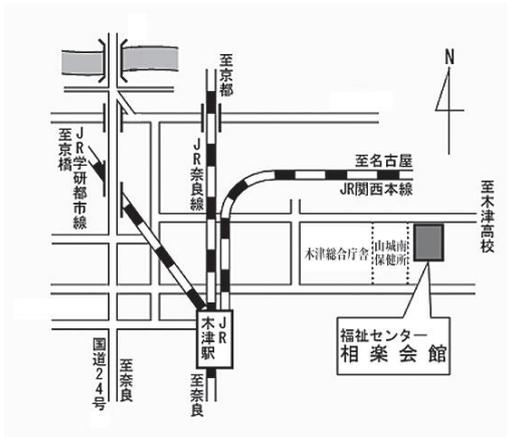
相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日(年末年始除く)は075-257-9002(電話のみ)



相談すれば 楽になる